

# 裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED] 市福祉事務所長



上記審査請求人が令和3年9月21日に提起した、上記処分庁による生活保護法第26条の規定に基づく保護廃止決定処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

### 第1 事案の概要

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対し令和[年]月[日]付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、そ

の取消しを求めるものである。

## 2 事案の経緯等

- (1) 審査請求人は、平成[年]月から、処分庁より法に基づく保護を受けていた。
- (2) 審査請求人は、令和2年11月10日、処分庁に対し、同月9日付けの収入申告書、同年9月分及び同年10月分の給与明細書を提出した（乙第4号証から乙第6号証まで）。
- (3) 処分庁は、同年12月25日、審査請求人から、同月23日付けの収入申告書及び同年11月分の給与明細書を收受した（乙第9号証、乙第10号証）。
- (4) 処分庁は、令和3年1月6日付で、審査請求人に対し、同月1日に保護を廃止する処分（以下「前回処分」という。）を行った。
- (5) 審査請求人は、同年3月25日、審査庁である埼玉県知事に対し、前回処分の取消しを求める審査請求（以下「前回審査請求」という。）をした。
- (6) 審査庁は、同年8月18日付で、前回審査請求について、行政手続法（平成5年法律第88号）に定める処分理由の提示が不十分であることを理由として前回処分を取り消す旨の裁決（以下「前回裁決」という。）をした（乙第14号証）。
- (7) 処分庁は、同月[日]付で、審査請求人に対し、同年[月][日]日に遡って保護を廃止する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (8) 審査請求人は、同年9月21日、埼玉県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求をした。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人は前回処分について前回審査請求を行い、審査庁により前回処分が取り消された。その後約1週間の期間を経て、再度生活保護廃止通知が

発送されたため、再度不服を申し立てる。

(2) 前回審査請求の内容について検討する。処分庁は審査請求人に対し連絡を取る手段がなかったことを抗弁の理由として挙げている。この場合、連絡を取る手段がなかったと主張するということは通常問題解決の意思があったものと考えられる。しかしながら、処分庁は審査請求人より発送された通知書を無視している。処分庁は審査庁から生活保護廃止の決定を取り消すとの裁決を受けてから何ら問題解決の手段を取らず、一週間かからずに再度廃止処分を決定している。

本件処分は、審査請求人が訴え続けている発達障害者の就労の困難さを無視し、生活サポートセンターの職員による日常的な侮辱的発言による精神的苦痛に対する問題解決の努力を怠ったものである。

(3) 審査請求人は自らの収入増加を認めた上で本件審査請求をしている。その最大の趣旨は①処分庁と生活サポートセンターのずさんな対応②発達障害者の対人関係の困難さの主張である。②がある以上今後の日常生活及び勤務においても問題が起こるのは明白であり、低所得者である現状にも繋がるものである。①は当然に②は本事件の根幹を成すものであり、論点として避けることはできない。生活困難者への対応を主とする組織がこのような状況にあることは看過できず、改善指導を求めるよう提起する他ない。

## 2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人は、平成28年4月11日から少なくとも処分庁が把握できる令和2年11月まで同じ就労先で就労収入を得ていることを確認している。
- (2) 審査請求人の収入申告書から、要否判定を行った月の前3か月間（同年9月分給与、同年10月分給与、同年11月分給与）の平均収入充当額と同年12月1日の最低生活費との対比により、収入充当額が最低生活費を超えたと判定したものである。
- (3) 特別な事由が生じない限り保護を再開する必要がないと認められる場合、

保護の廃止ができるという点については、審査請求人は、同じ事業所に4年以上勤務していたこと、審査請求人から郵送された収入申告書の当月分就労収入（見込み）欄から、保護廃止相当の収入充当額が次月も得られる見通しを自ら記していること、保護廃止前6か月の就労収入（賞与も含む）は、その月の最低生活費をいずれも超えていることなどから、今後も継続した就労が見込ること、直ちに窮迫した状況に陥る可能性は極めて低いと判断したものである。

- (4) 現に生じている需要に基づいた最低生活費と対比する点について、医療費や生活保護廃止後に加入する国民健康保険税の算定もしており、保護廃止要件は満たされている。
- (5) 前回裁決の裁決書によると「本件処分の根拠となる規定が明示されていない」とあり、また、「廃止した保護の種類欄に何も記載がない」ことが手続上の違法であると指摘されたことから、処分理由の記載を改め、同年[月]日付けで本件処分を行ったものである。
- (6) 担当ケースワーカーは、時刻を変えるなどして家庭訪問や架電を試み、審査請求人の申告義務の履行を促したが、審査請求人がそれを拒否したため、ケース診断会議に諮った上で文書指導も行っており、処分庁のずさんな対応には当たらない。

### 第3 理由

#### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとされている（法第8条第1項）。
- (2) 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知し

なければならないとされている（法第26条）。

- (3) 保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定することとされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知（以下「次官通知」という。））第10）。
- (4) 収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適當とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとされている（次官通知第8の2）。
- (5) 保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行うこととするとされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知（以下「局長通知」という。））第10の2（1））。
- (6) 保護廃止の際の要否判定は、保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額（勤労に伴う必要経費のうち基礎控除については、局長通知第10の2（1）に定める別表2に定める額）との対比によって判定するものであることとされている（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知（以下「課長通知」という。））第10問6答）。
- (7) 被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行うこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として次によるとされている（課長通知第10問12答）。

保護を停止すべき場合として、当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき（同答1（2））。

保護を廃止すべき場合として、当該世帯の定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由がないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき（同答2（1））。

(8) 上記各通知は、地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準とされている。

## 2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

### (1) 保護の要否判定について

弁明書によれば、処分庁は、審査請求人の収入申告書から、要否判定を行った月の前3か月間（令和2年9月分給与、同10月分給与、同11月分給与）の収入申告により、これらの3か月間の平均収入額と同年12月1日の最低生活費との対比により、収入充当額が最低生活費を超えたと判定している。

具体的には、審査請求人の令和2年9月分給与から11月分給与までの3か月間の平均収入額は [REDACTED] 円（9月分 [REDACTED] 円、10月分 [REDACTED] 円及び11月分 [REDACTED] 円。なお、給与は翌月に支給されるため、これらは同年10月分から同年12月分までの収入）であり、この金額から3か月間の所得税の平均金額（[REDACTED] 円）及び平均収入額に対応する勤労に伴う必要経費（[REDACTED] 円）を控除して、収入充当額を [REDACTED] 円と計算している。

そして、同年12月1日の審査請求人世帯の最低生活費は106,760円（生活扶助68,430円及び住宅扶助29,000円に冬季加算2,630円、現に需要が生じている自立支援医療費2,500円、支払義務の発

生する国民保険料4, 200円を合計した額)であるため、収入充当額が最低生活費を上回ると判断している(乙第12号証)。

処分庁の判断は、収入の認定について、前3か月間程度における収入額を標準として定めた額により適正に認定すること(次官通知第8の2)、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって判定すること(課長通知第10問6答)などの上記1の法令に基づいて行われたものと認められ、違法又は不当な点は認められない。

したがって、審査請求人世帯は保護の要否判定において、収入充当額が最低生活費を上回ることから、令和3年1月分から保護を要しなくなったことが認められる。

## (2) 保護の廃止決定について

法第26条により保護を廃止すべき場合として、当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるときとされている(課長通知第10問12答2(1))。

そこで、審査請求人が処分庁に提出した給与明細により、審査請求人世帯の定期収入について確認すると、令和2年4月分の給与から同年11月分までの給与、勤務時間等は以下の表のとおりである。

給与	日数 (日)	1月当たり 勤務時間	基本給 (円)	有給手当 (円)	支給合計 (円)	1日の 勤務時間	時給 (円)
4月	20	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	930
5月	20	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	930
6月	22	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	930
7月	21	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	930
8月	21	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	930

9月	22	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	930
10月	23	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	930
11月	23	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	930

※給与は翌月支払い（4月分給与は5月に支給）

審査請求人の就業形態はパートタイムであり、賃金は時給により計算されている。給与明細に記された基本給と1か月当たりの勤務時間から計算すると、令和2年4月分給与から同年11月分給与までの時給は930円であり、変動がないことが認められる。そして、同年9月分給与から同年11月分給与までの3か月間は、他の月よりも1日の勤務時間が長いために給与支給額が増加し、上記(1)のとおり収入充当額が最低生活費を上回ったものと認められる。

この点、同年9月より雇用契約が変更され、恒常的に勤務時間が長くなったのか、3か月間のみ何らかの理由で勤務時間が長くなつたのかについて、本件審査請求事件に現れた証拠からは明らかではなく、審査請求人世帯の定期収入の恒常的な増加により保護を要しなくなった状態が今後継続するのかについて、確実性を欠いていると言わざるを得ない。

処分庁は、審査請求人が同じ事業所で4年以上勤務していること、審査請求人が収入申告書の当月就労収入見込み欄に保護廃止相当の収入充当額が次月も得られる見通しを記入していること、保護廃止前6か月の就労収入（賞与を含む）は、その月の最低生活費をいずれも超えていることなどから、今後も継続した就労が見込め、直ちに困窮した状況に陥る可能性は極めて低いと判断している。

しかしながら、保護廃止前の各月の審査請求人世帯の最低生活費と収入認定額を比較すると、令和2年4月分、同年5月分、同年8月分、同年9月分について各月の最低生活費が収入充当額を上回っており、保護を要していたと認められる（乙第19号証）から、保護廃止前6か月の就労収入がその月

の最低生活費をいずれも超えているとする処分庁の主張は適当ではない。

そうすると、審査請求人が4年以上勤務し、収入申告書に保護廃止相当の収入充当額が得られる見通しを記入しているとしても、3か月間のみ収入充当額が最低生活費を上回ったということだけでは、審査請求人世帯の定期収入の恒常的な増加が今後継続することが確実であるとは言えない。

### (3) 小括

以上から、本件処分時における審査請求人世帯の状態は、審査請求人世帯の定期収入が恒常的に増加し、以後特別な事由が生じない限り保護を再開する必要がないと認められるとき（課長通知第10問12答2（1））に当たるとは言えず、むしろ、3か月間の定期収入の増加により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その生活状況の経過を観察する必要があるとき（課長通知第10問12答1（2））に当たると言うことができ、保護を廃止すべき場合ではなく、保護を停止すべき場合に該当していたと解される。

また、保護の廃止が審査請求人世帯の生活にかかる重大な不利益処分であることも鑑みれば、処分庁は、本件処分の前に、まずは保護の停止処分を行って審査請求人世帯の生活状況の経過を観察し、審査請求人世帯の定期収入の恒常的な増加により保護を要しなくなったと認められる状態が今後継続すると認められたときに、改めて保護廃止処分を行うべきであったと言うことができる。

したがって、本件処分を行った処分庁の判断について誤りがあったと言わざるを得ず、本件処分は違法又は不当であると認められる。

## 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

令和4年3月23日

審査庁 埼玉県知事 大野元裕

